



消 防 予 第 5 6 号
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

長崎県グループホーム火災（第6報）

消 防 庁
平成25年2月9日
14時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成25年 2月 8日 調査中
覚知時刻：平成25年 2月 8日19時43分
鎮圧時間：平成25年 2月 8日21時09分
鎮火時刻：平成25年 2月 8日21時49分

2 発生場所

住 所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手
用 途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第1（16）
項イ）

3 建物概要

構造：鉄骨造一部木造
階数：4階建て
建築面積：調査中
延面積：529.4㎡
1階：グループホーム 121.8㎡
2階：グループホーム 148.56㎡
3階：事務所 149.04㎡
4階：住宅 110.00㎡
焼損程度：部分焼
焼損床面積：調査中

4 死傷者等

(1) 人的被害

死 者：4人（女性4人）
負傷者：8人
（重症2人（男性1人、女性1人）、中等症4人（女性4人うち1人グループホーム職員）、軽症2人（男性1人、女性1人））

(2) 建物被害

出火建物：調査中

5 火災原因等

2階より出火
他、調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

7 防火管理の状況
防火管理者選任有、消防計画届出有

8 最新の立入検査
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施

9 消防庁の対応

2月8日(金) 21時00分 長崎県から第1報受領
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
21時30分 長崎県から第2報受領
22時35分 長崎県から第3報受領
23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査(特に必要があると認めた場合)を実施
することを決定。
23時35分 長崎県から第4報受領
2月9日(土) 0時00分 長崎県から第5報受領
7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員5名を順次派遣
13時56分 長崎県から第6報受領

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533